

科学技術文獻速報サービス(Web版)利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)の提供する科学技術文獻速報サービス(Web版)(以下「文獻速報」という)の利用は、下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文獻情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは文獻速報利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準じる者および学生とする。4. 前項の規定にかかわらず申込者が個人の場合の利用者は申込者本人とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)~(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。

(1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。
(2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
(3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が科学技術文獻速報サービス(Web版)利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した文獻速報の利用申込をジー・サーチが受理することにより、契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文獻情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供媒体および参照期間)

第4条 文獻速報は、Web(検索システム)、それに付随する年間版DVD-ROM(PDF収録)で提供されるものとする。Web(検索システム)上で遡及して、参照できる期間は、別途ジー・サーチが定める期間とする。

(利用の制限)

第5条 文獻速報は、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。2. 利用者は、文獻速報利用において、本約款に定める事項並びにジー・サーチが利用者に示す方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。3. 本条1項および2項の定めにかかわらず、公共図書館等においては図書館業務として来館者の閲覧に供することができる。4. 利用者は利用申込書に記載した場所およびジー・サーチが書面により承認した場所以外の場所で文獻速報を使用してはならない。

第6条 文獻速報、それに付随する年間版DVD(PDF収録)の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印字に限るとし、ジー・サーチが提供する形態、検索方法も含む利用方法等に関する変更も行ってはならない。2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

(パスワード発行)

第7条 ジー・サーチは申込者に対してログインIDとパスワードの発行を行う。2. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合はジー・サーチに書面にて変更を届け出なければならない。3. 本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者はこれを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。

(機械可読データの利用)

第8条 文獻速報のデータを機械可読の形態で保存する場合、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内であつ、利用者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。2. 機械可読の形態で同時に保存できる文獻数は、各データベース毎に300,000件を超えてはならない。3. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しないかぎりにおいて、編集する目的のために利用することができる。4. 前各項によって保存したデータを、さらに加工または変更し、再利用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。5. 前各項によって保存したデータを、AIツール(人工知能の技術を用いたRPA・ロボット・プログラム・ソフトウェア等を含むがこれに限らない)に入力し、学習・テスト・分析に利用すること、および出力を生成することを行ってはならない。また AI ツールの開発にも使用してはならない。

(データのネットワーク利用)

第9条 文獻速報を購入した利用者は搭載データを別途ネットワーク利用することはできないものとする。2. 年間DVD版(PDF収録)については、ネットワーク利用できないものとする。

(障害に対する措置)

第10条 文獻速報が通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、ジー・サーチは一切の責を負わない。

(免責)

第11条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

(1)申込者、利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
(2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、文獻速報の内容の瑕疵、その他文獻速報の利用から生じた一切の損害
2. 申込者および利用者は、ジー・サーチが文獻速報の商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(変更の届出)

第12条 利用申込書に記載された内容について変更が生じたときは、申込者は、ジー・サーチに対し、すみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

(禁止事項)

第13条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

(1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
(2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
(3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
(4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
(5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
(6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
(7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約の解除)

第14条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および(申込者または)利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、ジー・サーチは、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。2. 利用者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第15条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。文獻速報の契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めジー・サーチが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第16条 申込者は、第12条または第14条の定めにより、本契約が解除となり文獻速報利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

(契約の発効)

第17条 本契約は、文獻速報利用申込と同時に発効する。

(損害賠償請求)

第18条 申込者及び利用者が本約款に違反して提供データの複製又は第三者に対する複製を行った場合、ジー・サーチは申込者に対し、損害賠償として、当該文獻速報の販売価格に複製枚数または第三者に対する提供回数に乗じて得た額の20倍に相当する金額を請求できるものとする。

(利用約款の変更・改定)

第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、利用者が文獻速報を受けた場合は、当該変更・改定を承認したものとみなす。

第20条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

(反社勢力の排除)

第21条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附則

1. この利用約款は2024年4月1日から実施します。